

## 船舶事故調査報告書

平成27年2月12日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成26年8月5日 08時00分ごろ
発生場所	宮城県石巻市金華山 <sup>きんかさん</sup> 西方沖 金華山灯台から真方位283° 1.3海里付近 （概位 北緯38° 16.9′ 東経141° 33.4′）
事故調査の経過	平成26年8月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十五 <sup>ふみ</sup> 文丸、5.9トン MG2-5736（漁船登録番号）、牡鹿漁業協同組合 14.07m (Lr) × 3.58m × 1.04m、FRP ディーゼル機関、421kW（動力漁船登録票による）、平成15年12月24日
乗組員等に関する情報	船長 男性 47歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成15年9月25日 免許証交付日 平成24年10月22日 （平成30年9月24日まで有効） 甲板員A 男性 55歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか1人が乗り組み、僚船と共に、金華山西方の漁場で定置網の敷設作業を開始した。</p> <p>本船は、船長が船尾ドラム付近に、甲板員Aが船首ドラムとその後方に設置されたクレーンの間の左舷寄りにそれぞれ立ってドラムの操作を行い、‘錨綱上部の浮子に取り付けたロープ’（以下「移動用ロープ」という。）を船首及び船尾のドラムでそれぞれ巻いて左舷方に横移動しながら、垣網を投入する作業を行っていた。</p> <p>本船は、僚船があらかじめ敷設していたワイヤロープに垣網を結ぶ作業を始めたので、作業を一旦中断し、両ドラムの回転を止めて漂泊した。</p> <p>甲板員Aは、船首ドラムとクレーンの間に船幅方向に渡された板（かんぬき）を左足で<sup>また</sup>跨いで同ドラムの右舷側に移動しようとしたと</p>

ころ、平成26年8月5日08時00分ごろ、バランスを崩して体が反転し、合羽ズボンの右足の裾が船首ドラム船尾側の操作レバーに触れて同ドラムが反時計回りに回転を始め、同ドラムと移動用ロープの間に右足を挟まれた。(写真1、写真2参照)



写真1 本船全景

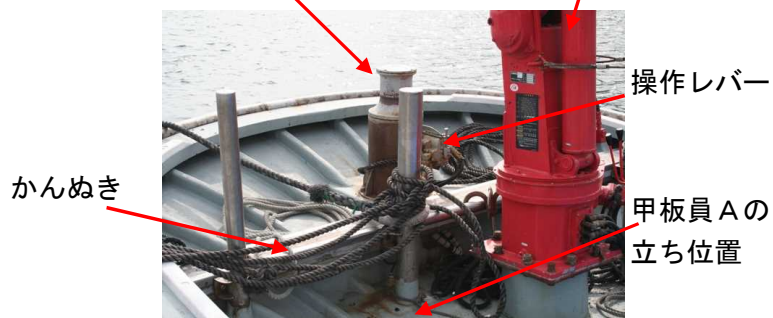


写真2 船首ドラム

甲板員Aは、船首ドラムを停止しようとしたが右足が持ち上げられた状態となって手が届かず、移動用ロープが緊張した後、同ロープが切断したので、自ら操作レバーを停止してドラムを逆回転させた。

船長は、移動用ロープが切断した音を聞いて船首方を見たところ、甲板員Aが倒れていることに気付き、すぐに敷設作業を中止し、会社に救急車の要請を依頼した。

甲板員Aは、付近にいた他の僚船に移乗して宮城県石巻市鮎川港へ戻った後、病院へ搬送され、右足首を切断した。

気象・海象

気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好  
海象：海上 平穏

その他の事項



本船は、本事故当時、波浪による船体動揺はなかった。

船長は、船首及び船尾ドラムを使用中にドラム付近を移動する場合は、操作レバーに手足が触れると予期せぬ事態を招く可能性があるため、ふだんから操作レバー付近を通らないように乗組員に指導していた。

船首ドラムの操作レバーは、船首に向かって右に倒すと反時計回りに、左に倒すと時計回りに回転し、中央に戻すと停止するようになっていたが、使用時以外の回転を防ぐためのストッパーがなかった。

甲板員Aは、船首ドラムの右舷側に移動しようとした理由及びバランスを崩した理由についての記憶がなかった。

船長は、本事故時、船尾方を向いており、もう1人の甲板員も、ク

	<p>レーンの後方で船尾方を向いて僚船の作業を手伝っていたので、移動用ロープが切断した音が聞こえるまで本事故の発生に気付かなかった。</p> <p>甲板員Aは、本事故発生時に全く痛みを感じなかったため、大声を上げなかった。</p> <p>移動用ロープは、直径約12mmの合成繊維製であった。</p> <p>甲板員Aは、定置網の敷設作業の経験が約10年であった。</p> <p>甲板員Aは、ヘルメットを被り合羽ズボンを着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、金華山西方沖において、定置網の敷設作業中、甲板員Aが、船首ドラムの左舷後方からクレーンとの間を通り右舷側に移動しようとした際、合羽ズボンの右足の裾が同ドラム船尾側の操作レバーに触れ、停止していた同ドラムが反時計回りに回転を始めたことから、同ドラムと移動用ロープの間に右足を挟まれて負傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、金華山西方沖において、定置網の敷設作業中、甲板員Aが、船首ドラムの左舷後方から同ドラムの右舷側に移動しようとした際、合羽ズボンの右足の裾が同ドラム船尾側の操作レバーに触れ、停止していた同ドラムが反時計回りに回転を始めたため、同ドラムと移動用ロープの間に右足を挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>本事故後、船舶所有者は、船首及び船尾ドラムの操作レバーにストッパーを設置し、同レバーを中立にした場合は、必ずストッパーを使用し、同レバーに手足が触れてもドラムが作動しないように措置した。 (写真3、写真4参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">写真3 ストッパー未使用状態      写真4 ストッパー使用状態 ストッパー</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドラムを使用中は、不用意に手足が操作レバーに触れないように注意すること。</li> </ul>